

滋賀県市町村職員研修センター公印規則

〔平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター規則第 3 号〕

改正 平成 19 年 9 月 1 日 規則第 5 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、別に定めがあるものを除き、滋賀県市町村職員研修センター管理者の所管する公印（以下単に「公印」という。）の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類等）

第 2 条 公印の名称、寸法および個数は、次のとおりとする。

名 称	寸 法	個 数
滋賀県市町村職員研修センター管理者印	方 24 ミリメートル	1
滋賀県市町村職員研修センター管理者職務代理人印	方 24 ミリメートル	1
滋賀県市町村職員研修センター事務局長印	方 21 ミリメートル	1
滋賀県市町村職員研修センター印	方 24 ミリメートル	1
滋賀県市町村職員研修センター会計管理者印	方 23 ミリメートル	1
滋賀県市町村職員研修センター会計管理者事務代理人印	方 23 ミリメートル	1

（新調等の告示）

第 3 条 管理者は、公印の新調、改刻または廃止をしたときは、速やかにその旨およびその公印の印影を告示しなければならない。

（公印の管理）

第 4 条 公印の取扱い、保管その他公印の管理の総括は、事務局長が行う。

2 公印は、厳正に取り扱うものとし、使用しないときは、堅固な容器に納めて施錠しなければならない。

（公印を使用したときの事務処理）

第 5 条 職員は、公印を使用したときは、その文書の回議書の所定の欄に、公印を使用した旨の記述をしなければならない。

（廃止した公印の処分）

第 6 条 事務局長は、公印を廃止したときは、その公印を切断、焼却等適当な方法で廃棄処分しなければならない。

（その他）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、公印の取扱い等に関し必要な事項は、その都度管

理者が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 19 年 9 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県市町村職員研修センター議会公印規程

[平成14年5月8日滋賀県市町村職員研修センター議会議長訓令第1号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、別に定めがあるものを除き、滋賀県市町村職員研修センター議会の公印の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 滋賀県市町村職員研修センター議会の所管する公印の名称、寸法および個数は次のとおりとする。

名	称	寸 法	個 数
滋賀県市町村職員研修センター議会議長印		方 24 ミリメートル	1

(滋賀県市町村職員研修センター公印規則の準用)

第3条 滋賀県市町村職員研修センター公印規則(平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第3号)第3条から第7条までの規定は、滋賀県市町村職員研修センター議会の所管する公印に係る新調等の告示、公印の管理、公印を使用したときの事務処理、廃止した公印の処分、その他について準用する。この場合において、同規則の規定中「管理者」とあるのは「議長」と、「事務局長」とあるのは「書記長」と読み替えるものとする。

付 則

この訓令は、平成14年5月8日から施行する。

滋賀県市町村職員研修センター収入役公印規則

[平成14年4月1日滋賀県市町村職員研修センター規則第4号]

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除き、滋賀県市町村職員研修センター収入役
の所管する公印の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 滋賀県市町村職員研修センター収入役の所管する公印の名称、寸法および個数は
次のとおりとする。

名	称	寸 法	個 数
滋賀県市町村職員研修センター収入役印		方 23 ミリメートル	1
滋賀県市町村職員研修センター収入役職務代理者印		方 23 ミリメートル	1

(滋賀県市町村職員研修センター公印規則の準用)

第3条 滋賀県市町村職員研修センター公印規則(平成14年滋賀県市町村職員研修セン
ター規則第3号)第3条から第7条までの規定は、滋賀県市町村職員研修センター収入 役
の所管する公印に係る新調等の告示、公印の管理、公印を使用したときの事務処理、 廃
止した公印の処分、その他について準用する。この場合において、同規則の規定中「管 理
者」とあるのは「収入役」と、「事務局長」とあるのは「事務局次長」と読み替える もの
とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県市町村職員研修センター監査委員公印規程

[平成14年5月10日滋賀県市町村職員研修センター監査委員規程第1号]

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除き、滋賀県市町村職員研修センター監査委員の公印の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 滋賀県市町村職員研修センター監査委員の所管する公印の名称、寸法および個数は次のとおりとする。

名 称	寸 法	個 数
滋賀県市町村職員研修センター代表監査委員印	方 24 ミリメートル	1

(滋賀県市町村職員研修センター公印規則の準用)

第3条 滋賀県市町村職員研修センター公印規則(平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第3号)第3条から第7条までの規定は、滋賀県市町村職員研修センター監査委員の所管する公印に係る新調等の告示、公印の管理、公印を使用したときの事務処理、廃止した公印の処分、その他について準用する。この場合において、同規則の規定中「管理者」とあるのは「代表監査委員」と、「事務局長」とあるのは「書記」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、平成14年5月10日から施行する。

滋賀県市町村職員研修センター告示第2号

次のとおり滋賀県市町村職員研修センター管理者の所管する公印を新調したので、滋賀県市町村職員研修センター公印規則(平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第3

号) 第3条の規定により告示する。

平成14年4月1日

滋賀県市町村職員研修センター

管理者 山田 豊三郎

公 印 の 名 称	印 影
滋賀県市町村職員研修センター管理者印	
滋賀県市町村職員研修センター管理者職務代理者印	
滋賀県市町村職員研修センター事務局長印	
滋賀県市町村職員研修センター印	

滋賀県市町村職員研修センター収入役告示第1号

次のとおり滋賀県市町村職員研修センター収入役の所管する公印を新調したので、滋賀県市町村職員研修センター収入役公印規則(平成14年滋賀県市町村職員研修センター規

則第4号)第3条において準用する滋賀県市町村職員研修センター公印規則(平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第3号)第3条の規定により告示する。

平成14年4月1日

滋賀県市町村職員研修センター

収入役 田 中 勲

公 印 の 名 称	印 影
滋賀県市町村職員研修センター収入役印	
滋賀県市町村職員研修センター収入役職務代理者印	

滋賀県市町村職員研修センター議会告示第1号

次のとおり滋賀県市町村職員研修センター議会の所管する公印を新調したので、滋賀県市町村職員研修センター議会公印規程(平成14年滋賀県市町村職員研修センター議会議

長訓令第1号)第3条において準用する滋賀県市町村職員研修センター公印規則(平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第3号)第3条の規定により告示する。

平成14年5月8日

滋賀県市町村職員研修センター議会

議長 小 串 勲

公 印 の 名 称	印 影
滋賀県市町村職員研修センター議会議長印	

滋賀県市町村職員研修センター監査委員告示第1号

次のとおり滋賀県市町村職員研修センター監査委員の所管する公印を新調したので、滋賀県市町村職員研修センター監査委員公印規程(平成14年滋賀県市町村職員研修センタ

一監査委員規程第1号)第3条において準用する滋賀県市町村職員研修センター公印規則
(平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第3号)第3条の規定により告示する。

平成14年5月8日

滋賀県市町村職員研修センター
代表監査委員 筒井 忠

公 印 の 名 称	印 影
滋賀県市町村職員研修センター代表監査委員印	